

栗東市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、令和元年度に実施した監査の結果に対する措置状況を次のとおり公表する。

令和2年4月16日

栗東市監査委員 井之口 秀行
栗東市監査委員 三木 敏嗣

定期監査

（前期）

監査対象：幼児課

所見事項	措置状況
○各小学校区において、保幼小連携の「接続期カリキュラム」を作成されたところであるが、取り組みが十分進められているか等、情報共有を図られたい。	○就学前の「育ち」が小学校以降の「学び」へと段差無くつながっていくように、各小学校区において作成しました「接続期カリキュラム」を保育者間で共通理解を図り、取り組んでおります。園内職員会議、保育園幼稚園小学校連携会議、市内園会議等にて、進捗状況の確認をするなどし、情報共有を図ってまいります。

監査対象：学校教育課

所見事項	措置状況
○各小学校区において、保幼小連携の「接続期カリキュラム」を作成されたところであるが、取り組みが十分進められているか等、情報共有を図られたい。	○「接続期カリキュラム」の作成については、平成30年度中から各小学校区に依頼し、市作成の「栗東市保幼小連携のすすめ」を提供することで、作成を促進してきました。現在すべての小学校区においてカリキュラム作成が完了し、本年4月から実践を行っています。また、本年7月には、保幼小連携についての研修講座を開催し、他の小学校区の取組の様子を周知するとともに、各学区の校園の職員が懇談する機会を設けることで、カリキュラムをより良いものにできるよう促しました。今後は、カリキュラムをさらに改善していくことができるよう、各校園へ働きかけていきます。

<p>○平成30年度決算において、多額の給食費未収金について不納欠損処理を実施された。各学校における給食費未収金については、受益者負担の原則から、各小学校・中学校および学校給食共同調理場と相互連携し、早期解消に努められたい。また、文部科学省において、「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」が策定され、それを踏まえ、本市としての給食費の徴収・管理業務の在り方についての方策を示されたい。</p>	<p>○給食費未収金については、学級担任や校長、教頭、学校事務職員等による電話や文書による督促、家庭訪問による働きかけを行うよう、また学校だよりやPTAの会合の場などを通じた広報により、各保護者にその果たすべき責任を十分認識いただくよう、各校に指導を行っています。</p> <p>また、文部科学省「学校給食費等の徴収に関する公会計化等の推進について（通知）」（令和元年7月31日付元文科初第561号）を受け、「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」を適宜参考として、学校給食費の公会計化の取組が進むよう関係課と協議を重ねていきます。</p>
---	--

監査対象：金勝小学校

所見事項	措置状況
<p>○各小学校区において、保幼小連携の「接続期カリキュラム」を作成されたところであるが、十分機能されるよう取り組みを進められたい。</p>	<p>○平成30年度末に「金勝小学校区接続カリキュラム」を作成したが、今年度も、テーマ「心をつなごう金勝っ子～体で感じよう言葉で伝えよう～」を受け、保幼と1年の交流（11月・2月）、保幼と5年の交流（6月・9月・1月）を進めている。また、交流前には必ず、事前の打ち合わせ会を設定し、5歳児の実態について意見交流を図り、入学に向けてのクラス編成や保護者理解に生かしていく。</p> <p>3月には、1年間の保幼小交流の成果と課題について話し合い、本学区における、「子どもにつけていきたい力」を明らかにしていく。</p>
<p>○平成30年度決算において、多額の給食費未収金について不納欠損処理を実施された。各学校における給食費未収金については、受益者負担の原則から、各小学校・中学校および学校給食共同調理場と相互連携し、早期解消に努められたい。</p>	<p>○学校給食費負担金については、今後も「学校集金マニュアル」に沿って、収納に努めたい。月1回の督促状の配付だけにとどまらず、担任等からの電話及び訪問を今後も継続していく。また、小学校・中学校および学校給食共同調理場とは日頃から情報の連携・連絡を密にし、未収金保護者への働きかけ方について年内に協議する機会をもつ。</p>
<p>○郵券等（郵便切手・はがき等）については、事務支援センターで一括購入し、必要分を各校に配付されているが、受払や管理について、</p>	<p>○郵券等を使用するときは、郵券受払簿に種類と必要枚数および残数を記録するようにしているが、引き続き、週に1回定期的に郵便</p>

<p>適正にできていない学校が見受けられた。郵券等は、その性質上現金と類似するものであり、現金と同様に厳正な管理と共に、各学校における郵券等の保有は必要最小限とし、適正な取り扱いに努められたい。</p>	<p>受払簿の点検を行う。今後も適正な処理がされるよう事務職員・管理職で管理に当たっていく。 また、郵便券の使い方について、職員会議などで、職員への周知徹底を図る。</p>
---	--

監査対象：葉山小学校

所見事項	措置状況
<p>○各小学校区において、保幼小連携の「接続期カリキュラム」を作成されたところであるが、十分機能されるよう取り組みを進められたい。</p>	<p>○保幼小連携の「接続期カリキュラム」について、授業公開・保育公開を通じて職員同士の交流および共通理解を図る。また、児童と園児との交流を通じて、園児が就学に向けての意欲を持ったり、児童が自分自身の成長した姿に自信を持ったりできるように取り組みを進める。</p>
<p>○平成30年度決算において、多額の給食費未収金について不納欠損処理を実施された。各学校における給食費未収金については、受益者負担の原則から、各小学校・中学校および学校給食共同調理場と相互連携し、早期解消に努められたい。</p>	<p>○給食費未収金について、滞納者には毎月文書で督促、長期間納付されていない家庭には電話連絡をし、納付を促す。また、必要に応じ、懇談会等で保護者が来校される機会に直接話をし、滞納額の減少に努める。毎月の給食費金額の報告後、未納台帳を整備し、滞納金額を正確に把握する。</p>
<p>○郵券等（郵便切手・はがき等）については、事務支援センターで一括購入し、必要分を各校に配付されているが、受払や管理について、適正にできていない学校が見受けられた。郵券等は、その性質上現金と類似するものであり、現金と同様に厳正な管理と共に、各学校における郵券等の保有は必要最小限とし、適正な取り扱いに努められたい。</p>	<p>○郵券等について、学校での保有を必要最小限とし、現金と同様金庫に保管し厳正に管理する。使用の都度、担当者が使用枚数、残枚数を確認し、受払簿と照合して保有数を適正に管理する。</p>

監査対象：葉山東小学校

所見事項	措置状況
<p>○各小学校区において、保幼小連携の「接続期カリキュラム」を作成されたところであるが、十分機能されるよう取り組みを進められたい。</p>	<p>○「接続期カリキュラム」について、関係園と連絡を取り、園と小学校の担当者の明確化、役割分担について、再度確認を行い、当初の計画に沿った事業が進められる体制を構築しました。年度末に担当者が集まり、評価や修正、来年度の予定を話し合う場をもちます。</p>
<p>○平成30年度決算において、多額の給食費</p>	<p>○学校徴収金の未納については、滞納の上積</p>

<p>未収金について不納欠損処理を実施された。各学校における給食費未収金については、受益者負担の原則から、各小学校・中学校および学校給食共同調理場と相互連携し、早期解消に努められたい。</p>	<p>みが更なる滞納を生むことから、今後も、発生直後から丁寧に関わり督促に努めます。特に給食費については、栗東市学校事務支援センターと連携し、他の学校徴収金に優先して引き落としを行うなど、未納金が発生しないよう努めていきます。一方、学校が家庭の経済事情に介入することや、他の教育課題と並行して徴収業務を行うには限界があります。そうした点を考慮し、給食費の公会計化も踏まえたシステム改善を図ることを学校教育課、学校給食共同調理場とともに検討していきたいです。</p>
<p>○郵券等（郵便切手・はがき等）については、事務支援センターで一括購入し、必要分を各校に配付されているが、受払や管理について、適正にできていない学校が見受けられた。郵券等は、その性質上現金と類似するものであり、現金と同様に厳正な管理と共に、各学校における郵券等の保有は必要最小限とし、適正な取り扱いに努められたい。</p>	<p>○本校における郵券等については、事務職員が使用時期と使用者表簿を基に一括管理を行い、管理職が受払や管理の適正についてチェックしています。こうした体制により、本校における郵券等に係る処理事故は現在発生していません。今後もこうした体制を継続していきます。</p>

監査対象：治田小学校

所見事項	措置状況
<p>○各小学校区において、保幼小連携の「接続期カリキュラム」を作成されたところであるが、十分機能されるよう取り組みを進められたい。</p>	<p>○治田保育園、治田幼稚園と定期的に連絡会をもち、5歳児や第1学年の保育・教育内容が、子どもたちの発達と学びの連続性及び一貫性を考慮したものになっているか検討しながら実践を進めてきた。今年度最後の連絡会で活動内容を振り返り、「接続期カリキュラム」に改良を加えていきたい。</p>
<p>○平成30年度決算において、多額の給食費未収金について不納欠損処理を実施された。各学校における給食費未収金については、受益者負担の原則から、各小学校・中学校および学校給食共同調理場と相互連携し、早期解消に努められたい。</p>	<p>○不納欠損処理が実施されたことにより、本校の未集金の把握・管理がしやすくなった。学校給食共同調理場と連携を図り、未収の解消に努めたい。</p>
<p>○郵券等（郵便切手・はがき等）については、事務支援センターで一括購入し、必要分を各校に配付されているが、受払や管理について、適正にできていない学校が見受けられた。郵</p>	<p>○郵券等の受払や管理については、現金と同様に厳正に取扱い、定期的に確認を行っている。今後も受払があった際はすぐに記録し記入漏れを防ぎ、保有については必要な分をセ</p>

<p>券等は、その性質上現金と類似するものであり、現金と同様に厳正な管理と共に、各学校における郵券等の保有は必要最小限とし、適正な取り扱いに努められたい。</p>	<p>ンターから購入し過剰に持ちすぎることがないように努める。</p>
---	-------------------------------------

監査対象：治田東小学校

所見事項	措置状況
<p>○各小学校区において、保幼小連携の「接続期カリキュラム」を作成されたところであるが、十分機能されるよう取り組みを進められたい。</p>	<p>○昨年度作成した「接続期カリキュラム」をもとに、1年生のスタートカリキュラムを意識して取り組むようにしている。また、幼稚園との交流も計画的に行っている。今後は1年生担任だけでなく学校全体で取り組んでいく必要があると考える。</p>
<p>○平成30年度決算において、多額の給食費未収金について不納欠損処理を実施された。各学校における給食費未収金については、受益者負担の原則から、各小学校・中学校および学校給食共同調理場と相互連携し、早期解消に努められたい。</p>	<p>○給食費未収金については、毎月保護者督促状を送り、支払いを促している。また、個別懇談会の時に、校長室に来ていただいて、校長と会計担当者により保護者の状況の聞き取りや分割支払いの提案をしている。また、必要に応じて市の就学援助についてお知らせをしている。</p>
<p>○郵券等（郵便切手・はがき等）については、事務支援センターで一括購入し、必要分を各校に配付されているが、受払や管理について、適正にできていない学校が見受けられた。郵券等は、その性質上現金と類似するものであり、現金と同様に厳正な管理と共に、各学校における郵券等の保有は必要最小限とし、適正な取り扱いに努められたい。</p>	<p>○学校内での公金及びそれに準ずる会計の取扱・出納事務については、適正な処理を確認して取り扱っている。郵券等についても厳正な管理をし、適正な取り扱いをしている。「郵金受払簿」の記入の徹底と帳簿と切手の枚数の確認もしっかり行っている。今後も受払や管理について、適正に行うよう努めていく。</p>

監査対象：治田西小学校

所見事項	措置状況
<p>○各小学校区において、保幼小連携の「接続期カリキュラム」を作成されたところであるが、十分機能されるよう取り組みを進められたい。</p>	<p>○継続して、保幼小接続期カリキュラム推進委員会により、接続期カリキュラムに沿った取り組みが進められるよう連携をとっていく。 ○継続して、5歳児と1年生との交流授業「ぴかぴかタイム」を年3回実施し、接続期カリキュラムに沿った内容になるよう、推進委員会および保幼小の担任で計画を立て実施していく。</p>
<p>○平成30年度決算において、多額の給食費</p>	<p>○これまでと同様に、学校からは、共同調理場</p>

<p>未収金について不納欠損処理を実施された。各学校における給食費未収金については、受益者負担の原則から、各小学校・中学校および学校給食共同調理場と相互連携し、早期解消に努められたい。</p>	<p>に未納者の報告をするとともに、未納者に対して電話等での督促を促す。 ○他市では最終的に未納者に対して、共同調理場からの督促を実施しているところもあり、今後は未納者に対する督促を共同調理場からも実施していただくよう働きかけを行う。</p>
<p>○郵券等（郵便切手・はがき等）については、事務支援センターで一括購入し、必要分を各校に配付されているが、受払や管理について、適正にできていない学校が見受けられた。郵券等は、その性質上現金と類似するものであり、現金と同様に厳正な管理と共に、各学校における郵券等の保有は必要最小限とし、適正な取り扱いに努められたい。</p>	<p>○基本的に通送の利用や直接受け渡し等の工夫を行い、郵送経費の節約に努める。 ○転出入関係の書類においても、近隣市町へは直接手渡しを行うよう工夫し、他府県に転出関係書類に関しては、簡易書留に代わるレターパック・特定記録郵便等を利用する。 ○郵券等の一連事務を事務主査が一括して行い、迅速適正に処理する。 ○定期的（定期監査前、年度末）に管理職による校内監査を行う。</p>

監査対象：大宝小学校

所見事項	措置状況
<p>○各小学校区において、保幼小連携の「接続期カリキュラム」を作成されたところであるが、十分機能されるよう取り組みを進められたい。</p>	<p>○作成した「接続期カリキュラム」を具現化するため、保幼小連絡会に合わせ取り組みを確認し、推進するとともに、有効な取り組みの検証を行う。</p>
<p>○平成30年度決算において、多額の給食費未収金について不納欠損処理を実施された。各学校における給食費未収金については、受益者負担の原則から、各小学校・中学校および学校給食共同調理場と相互連携し、早期解消に努められたい。</p>	<p>○未収金のある家庭については、給食調理場や生活保護担当者とも連携し、ご家庭の了解を得て、生活保護費より調理場に直接納付をいただいている。</p>
<p>○郵券等（郵便切手・はがき等）については、事務支援センターで一括購入し、必要分を各校に配付されているが、受払や管理について、適正にできていない学校が見受けられた。郵券等は、その性質上現金と類似するものであり、現金と同様に厳正な管理と共に、各学校における郵券等の保有は必要最小限とし、適正な取り扱いに努められたい。</p>	<p>○切手、はがきは職員室の決められた戸棚（施錠可）に保管し、管理の徹底を図る。切手、はがきの受払や管理は事務職員が責任をもって行い、定期的に保管状況の把握・管理を進める。定期的に管理職による使用状況の確認と点検を行う。</p>

監査対象：大宝東小学校

所見事項	措置状況
○各小学校区において、保幼小連携の「接続期カリキュラム」を作成されたところであるが、十分機能されるよう取り組みを進められたい。	○現在行っている保幼小連携に接続期カリキュラムを組み込み、接続期カリキュラムが十分に機能するような取り組みを保幼小連携推進会議による年間数回の会議にて模索している。
○平成30年度決算において、多額の給食費未収金について不納欠損処理を実施された。各学校における給食費未収金については、受益者負担の原則から、各小学校・中学校および学校給食共同調理場と相互連携し、早期解消に努められたい。	○本校では給食費未収金はないので、この状態を維持するように努める。
○郵券等（郵便切手・はがき等）については、事務支援センターで一括購入し、必要分を各校に配付されているが、受払や管理について、適正にできていない学校が見受けられた。郵券等は、その性質上現金と類似するものであり、現金と同様に厳正な管理と共に、各学校における郵券等の保有は必要最小限とし、適正な取り扱いに努められたい。	○郵券の受払・管理に関して、職員だけでなく事務職員・管理職にも現金と同様に扱うように周知徹底することで郵券受払・管理の不備をなくしていくように努める。また、最低月1回の点検を行い、不備を早急に見つけ早急に改善する。郵券の保有数は必要最低限に留め、適正な取り扱いに努める。

監査対象：大宝西小学校

所見事項	措置状況
○各小学校区において、保幼小連携の「接続期カリキュラム」を作成されたところであるが、十分機能されるよう取り組みを進められたい。	○本校は昨年に引き続き、「学びに向かう推進事業」の県指定、2年目になる。保幼小の連携を進め、各校園の公開授業を参観し、その後の授業研究会でも意見交流を図っている。今年度は「学びをつなぐ幼少連携・接続推進事業」を校内研究の主題に設定し、保幼小の連携をさらに一歩進めていく。保幼小の保育や授業を参観するだけでなく、小学校教員が実際に保育体験を行ったり、保幼小合同研修会を開催したりした。また、年に3回の子どもたちの交流も目的意識を持って進めることができた。今後も保幼小の滑らかな連携を進めていきたい。
○平成30年度決算において、多額の給食費未収金について不納欠損処理を実施された。各学校における給食費未収金については、受益者負担の原則から、各小学校・中学校および	○これまでもにおいても未納家庭への毎月の文書の督促を行ってきた。多額の未納がある家庭、または未納が予想される家庭に対しては電話連絡や訪問することや、家庭事情等で給

<p>学校給食共同調理場と相互連携し、早期解消に努められたい。</p>	<p>食費の支払いが厳しい家庭についても就学援助制度を紹介するなど、未収金の解決に努めてきた。今後も、中学校と学校給食共同調理場と連携し、未収金解決に引き続き務めていきたい。</p>
<p>○郵券等（郵便切手・はがき等）については、事務支援センターで一括購入し、必要分を各校に配付されているが、受払や管理について、適正にできていない学校が見受けられた。郵券等は、その性質上現金と類似するものであり、現金と同様に厳正な管理と共に、各学校における郵券等の保有は必要最小限とし、適正な取り扱いに努められたい。</p>	<p>○郵券等において、月一回のチェックを行い、適正に管理するおう勤めていくとともに、職員に現金と類似するものであることを周知し、共通理解を図りたい。また、郵券の保有数については事務支援センターを協議を行い、連絡調整しながら適正な取り扱いに努めたい。</p>

監査対象：栗東中学校

所見事項	措置状況
<p>○平成30年度決算において、多額の給食費未収金について不納欠損処理を実施された。各学校における給食費未収金については、受益者負担の原則から、各小学校・中学校および学校給食共同調理場と相互連携し、早期解消に努められたい。</p>	<p>○各学年主任を中心に、未納者に対し電話連絡（時に、保護者の勤務先に連絡することもある）や家庭訪問、三者懇談時での声かけ等個別に働きかけ、地道に回収に勤めているところである。引き続き、受益者負担の原則を念頭に、丁寧でありながらも、あきらめずに働きかけることで未収金の回収に努める。</p>
<p>○郵券等（郵便切手・はがき等）については、事務支援センターで一括購入し、必要分を各校に配付されているが、受払や管理について、適正にできていない学校が見受けられた。郵券等は、その性質上現金と類似するものであり、現金と同様に厳正な管理と共に、各学校における郵券等の保有は必要最小限とし、適正な取り扱いに努められたい。</p>	<p>○郵券等については、職員に現金と類似するものであることを周知徹底し、これまでどおり使用目的を明確にし、郵券受け払い簿により厳正に管理を行う。月に1度、受け払い簿と所有数が合っているかの確認を行う。</p>

監査対象：葉山中学校

所見事項	措置状況
<p>○平成30年度決算において、多額の給食費未収金について不納欠損処理を実施された。各学校における給食費未収金については、受益者負担の原則から、各小学校・中学校および学校給食共同調理場と相互連携し、早期解消に努められたい。</p>	<p>○昨年度、本校では給食費未収金はありませんでした。今後、未収金が発生した場合は、学校諸費同様に督促状等で早期の解消に努めます。</p>

<p>○郵券等（郵便切手・はがき等）については、事務支援センターで一括購入し、必要分を各校に配付されているが、受払や管理について、適正にできていない学校が見受けられた。郵券等は、その性質上現金と類似するものであり、現金と同様に厳正な管理と共に、各学校における郵券等の保有は必要最小限とし、適正な取り扱いに努められたい。</p>	<p>○本校では、受払や管理について適正に行っておりますので、今後も、適正な取り扱いに努めます。</p>
---	--

監査対象：栗東西中学校

所見事項	措置状況
<p>○平成30年度決算において、多額の給食費未収金について不納欠損処理を実施された。各学校における給食費未収金については、受益者負担の原則から、各小学校・中学校および学校給食共同調理場と相互連携し、早期解消に努められたい。</p>	<p>○平成30年度より再開された給食費の未集金については、学校給食共同調理場と十分な連携を図りながら、毎月事務担当者の作成した報告および督促状の回議を行い、共通理解のもと督促を徹底する。</p>
<p>○郵券等（郵便切手・はがき等）については、事務支援センターで一括購入し、必要分を各校に配付されているが、受払や管理について、適正にできていない学校が見受けられた。郵券等は、その性質上現金と類似するものであり、現金と同様に厳正な管理と共に、各学校における郵券等の保有は必要最小限とし、適正な取り扱いに努められたい。</p>	<p>○切手払出簿は事務室で管理し、常に郵券と払出簿が合っているか点検を行い、徹底管理を図る。</p>

監査対象：事務支援センター

所見事項	措置状況
<p>○郵券等（郵便切手・はがき等）については、事務支援センターで一括購入し、必要分を各校に配付されているが、受払や管理について、適正にできていない学校が見受けられた。郵券等は、その性質上現金と類似するものであり、現金と同様に厳正な管理と共に、各学校における郵券等の保有は必要最小限とし、適正な取扱いがなされるよう支援されたい。</p>	<p>○各校未使用のまま長年使用されずに管理されていた「50円はがき」を、事務支援センターで引上げ切手と交換することで、各校が郵券を有効に使えるように対応した。 小中学校においては、統一様式の「郵券受払簿」により郵券管理を行っているが、記入漏れがあったり、臨時受入の分が記入されていなかったりと、適正に管理できていない部分については、会議等の機会を捉え、郵券受払手順を職員に徹底し一頁ごとの残数確認を必ず行うよう各校に周知していきたい。 また、年度末に使用状況調査を小中学校で実</p>

	<p>施し、現有数及び年間使用数（金額）を把握するとともに、各校において適正な保有数となるよう調整を行う予定である。</p>
--	--

（後期）

監査対象：議事課

所見事項	措置状況
<p>○広報公聴機能を充実させるためにも、事務局は議会・議員活動の効率的・効果的な運用が行われるよう積極的な支援に努められたい。</p>	<p>○広報公聴機能を充実させるため、ホームページの積極的な活用とともに、子ども議会や議会報告会の開催など、開かれた議会への取り組み支援を進めていきます。</p> <p>また、広報「議会だより」については、議会の議論を市民にわかりやすく伝えるよう、より読みやすく、親しみやすい紙面を目指し、市民が読んでみたくなる紙面づくりに向けての研究を深め、研修も検討していきます。</p>

監査対象：元気創造政策課

所見事項	措置状況
<p>○来年度からの10年間を計画期間とする第六次栗東市総合計画をはじめ、各種計画を見直しされるが、全職員が計画の内容、目指す方向、課題等を理解し、認識を共有し、全職員一致団結して取り組む体制が必須である。各種計画の成果・目標が達成できるよう組織の充実を図り、組織横断的に連携し、将来を見据え更なる栗東の元気に繋がるよう全力で取り組まれたい。</p>	<p>○令和2年度から始まる「第六次栗東市総合計画」においては、計画の進行管理は毎年度見直しを行う「実施計画」で行う予定です。また、事務の効率化の観点から、「第2期栗東市総合戦略」をはじめとした他の個別計画の進行管理を可能な限りその中で併せて行う予定です。</p> <p>その評価は、「第八次栗東市行政改革大綱」で謳っている行政改革の視点を入れながら事業所管部局で行うのに加え、組織横断的な課題解決に向けた評価となるよう、令和2年度に仕組みづくりを行う予定です。</p> <p>これらのことにより、組織横断的な連携・取り組みとなるよう組織の気風醸成に努めてまいります。</p>

監査対象：秘書広報課

所見事項	措置状況
<p>○市民との相互の連携・協力・協働により、地</p>	<p>○フェイスブック「うますぎる栗東」において</p>

<p>域力の創出に向け、資源の活用や情報の発信・栗東の魅力をアピールする等の取り組みを行うため、協力をいただいているフェイスブック市民記者「りっとうミツケーター」のモチベーションや活動を継続して取り組んでもらえるよう工夫されたい。</p>	<p>は、市の投稿に加え、市民記者「りっとうミツケーター」の皆さんからは市民目線による投稿を通じて、まちの特色や魅力などを地域内外へPR・発信をいただいております。</p> <p>令和2年度において、SNSメディアを活用した情報発信に関心のある市民を対象に魅力発信塾を開催し、市民記者「りっとうミツケーター」の新たな養成と現ミツケーターとの交流などにより、市民記者「りっとうミツケーター」の継続的な投稿と活動のモチベーションの向上に向け工夫して取り組んでまいります。</p>
---	---

監査対象：財政課

所見事項	措置状況
<p>○これまでの(新)集中改革プラン実施効果の検証・評価を踏まえ、財政運営基本方針に基づき、将来世代との適正な負担水準の維持と、財政規律を損なうことなく健全で持続可能な財政運営を推進されたい。</p>	<p>○30年度の決算に基づき財政運営の基本方針に掲げる6つの目標の達成状況を検証した結果、実質公債費比率や将来負担比率など4つの項目で達成できたものの、経常収支比率、起債現在高比率については未達成でした。</p> <p>こうした未達成の項目があることに加え、達成できた項目である実質公債費比率や将来負担比率についても全国的に厳しい水準にあることから今後も改革の効果を維持し、市債現在高や公債負担の低減、基金残高の確保等を図る中で、財政運営基本方針に基づく6つの目標の改善を図りつつ健全で持続可能な財政運営を目指します。</p>
<p>○公共施設の個別施設計画における対象施設の点検・劣化診断を進められているが、今後の個別施設の整備については、施設の在り方や運営も含め計画検討されたい。</p>	<p>○個別施設計画の策定においては、具体的な方針を定めるための劣化診断を実施しております。この結果を踏まえて、関係する所管課とともに個別施設の状況を考慮して維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方や取り組みの方向性を定め、計画的な公共施設の適正管理を検討していきます。</p>
<p>○土地開発公社から引き継いだ財産については、市有財産の適正な管理や財源確保の観点から、財産処分について計画的に進められたい。</p>	<p>○旧土地開発公社からの移管用地をはじめとした市有財産の売却処分については、関係する課とともに公益上・財政運営上の条件を踏まえながら、遊休・未利用地等の精査を行い、売却処分や有償貸付等の利活用を含めた有効</p>

	活用を計画的に検討していきます。
--	------------------

監査対象：自治振興課

所見事項	措置状況
○近年のライフスタイルの多様化や、地域によって過疎化や都市化が進むなど、地域の一員としての意識や住民同士のつながりが希薄になりつつある中で、市民活動の拠点であるコミュニティセンターとして、各地域の実情に応じた運営の在り方について検討されたい。	○コミュニティセンターは、地域コミュニティ活動の拠点として人権啓発、福祉、環境、安全の確保など様々な地域活動支援の役割を担っております。 このことから、当該施設職員は、地域振興協議会、自治会をはじめとする諸団体との連絡調整を密にし、多様化する地域課題への対応を図るため、地域のまちづくりのコーディネーターとしての働きが求められています。 引き続き、地域課題の解決と地域の独自性を活かした管理運営のあり方について、各学区管理運営団体長で構成するコミュニティセンター連絡会で検討を進めてまいります。

監査対象：危機管理課

所見事項	措置状況
○地域防災計画については、地域防災の担い手である住民が連携・協働して実践でき、地域の実情に即した計画となるよう取り組まれたたい。	○今年度に改定した地域防災計画に基づき、「災害予防」、「災害応急対策」、「災害復旧・復興」の各段階において、国、地方行政機関、県、市、公共機関、事業者、住民等が一体となって最善な対策が取れるよう取り組みます。また、令和2年度から地域が主体となる地区防災計画の作成を支援することによって、地域が地域の実情に即した計画が作成できるように取り組みます。

監査対象：総務課

所見事項	措置状況
○事務的なミスの防止に向け、組織的にリスク管理ができるよう内部統制に取り組まれたたい。	○事務ミス防止に向けましては、意識・業務遂行能力の双方を養成するため、今後も研修テーマに設定するなどし、取り組みを継続します。 内部統制の仕組みについては、制度構築に向け、作業チーム編成の可否など具体的準備作業等について洗い出しを行い、必要な人員や経費について確認のうえ講ずべき手立てを明

	らかにしてまいります。
○事務事業及び業務量に応じた適正な人員確保と配置に取り組まれない。	○確保すべき人員数については、人員総数に捕られることなく、職種別・配属部門別等からも充足の程度を考察することとし、今後に見込まれる行政需要等などの視点を加えて総合的に判断し、人材確保のうえ適正な人員配置に努めます。

監査対象：税務課

所見事項	措置状況
○市税の課税、徴収について、税務課全体で協力体制が築けるよう事務の手順書の整備を行う等効率化に取り組まれ、公平で適正な業務執行に当たられたい。	○新基幹系システムへの移行に伴い、これまでの業務手順から変更となる点も多く、特に証明発行業務や申告受付等、課全体で対応する業務については、手順書の作成や操作研修等を通じて、課全体で対応できる協力体制を構築して取り組んでまいりました。今後も担当間、係間の連携を図り、効率的で公正な課税、徴収に努めて参ります。
○債権管理連絡会議を通じて、学校給食費をはじめとする私債権について、所管課と連携協力し適正な管理徴収がなされるよう取り組まれたい。	○学校給食費をはじめとする私債権について、債権管理連絡会議主催の研修会を通じて、税務課納税推進室職員が持つスキルや共有可能な情報提供の実施、または随時協議を行うことで、債権保有課における適正な管理徴収の連携を図ります。

監査対象：人権政策課

所見事項	措置状況
○人権擁護計画実施計画書の取り組みについて、関係課の事業内容を検証する中で、適宜見直しを行い、啓発や事業推進に取り組まれたい。	○現在の様々な人権課題の状況や社会情勢の変化および法令の整備に対応すべく、平成30年度に人権擁護計画実施計画の見直しを行い、各担当部署における人権関係の事業についても精査を行ったところです。 しかし、社会情勢等は常に変化しており、各担当部署で実施している事業について、さらに精査を行うとともに、それぞれの分野において、人権の視点を踏まえた情報共有を行い、連携および協力体制を強化して事業を推進していきます。

監査対象：ひだまりの家

所見事項	措置状況
<p>○隣保館は、地域住民の活動の拠点、かつどこに相談すればよいか迷っている人達のための繋ぎの中核的な役割がある。今後も地域住民との繋がりを大事にしつつ、相談事を少しでも解決できるよう努められたい。</p>	<p>○高齢化や人口減少の急激な進行と、家族、職場、地域など日常における「つながり」の弱体化を背景に、「社会的孤立」「制度の狭間」などの課題から将来への不安を持つ住民が増えています。相談業務は隣保館の根幹をなすものであり、より身近で信頼される相談機関として、地域の課題や住民ニーズ等を発見して対応するとともに、予防していくことが必要です。</p> <p>相談業務にはいたらないが、悩みや愚痴の受け皿を求めており、日常のちょっとしたやり取りができる場所、寄り添える人が身近にいる場所として、「何でも相談」の場となりえるよう伴走支援による信頼関係を築くとともに、具体的な課題解決のため専門機関に「つなぐ」課題解決型支援を組み合わせ、相談事を少しでも解決できるよう業務を進めていきます。</p> <p>そして、そうした多岐にわたる相談事に対応できるよう、隣保館職員として常に資質向上を心がけ、研修やケース研究など、研鑽に努めます。</p>

監査対象：総合窓口課

所見事項	措置状況
<p>○総合窓口課は一番身近な市民サービスの要であり、市民に分かりやすく丁寧な対応が求められる。栗東市職員接遇マニュアルを参考にし、市民サービスの向上を図るとともに、窓口業務関係課と連携して、市民の負担軽減が図られるよう効果的な事務処理に努められたい。</p>	<p>○総合窓口課は「市役所の顔」として常に親切で丁寧な接遇を心がけ、窓口サービスにあたっています。あいさつを基本に積極的に声かけをするなど、市民に気持ちよく利用していただけるよう、接遇マニュアルを活用してわかりやすく丁寧な対応に努めています。また、住民異動に伴う各種手続きを、それぞれの業務担当課へ移動することなく、関係各課と連携してワンストップサービスを実施しており、市民に負担をかけずに正確かつ迅速に効率的なサービス提供ができるよう、今後も改善を重ね、市民サービスの向上に努めてまいります。今後、マイナンバーカード関連事務の増加が予想されるため、交付窓口の増設や職</p>

	員配置等に工夫し、円滑な窓口対応に努めてまいります。
--	----------------------------

監査対象：社会福祉課

所見事項	措置状況
○生活困窮者自立支援については、相談者に寄り添い改善に向け時間をかけて取り組む必要があり、幅広い知識や関係機関等との調整が必要不可欠であることから、関係団体や関係部署と十分連携を図り、組織横断的に取り組まれない。	○生活困窮者をはじめ日常生活を営む上でさまざまな困難さを感じている人への支援では、今後ますます包括的支援体制の充実が求められます。 本市においても自立支援相談事業として相談員2名配置し、生活困窮をはじめとするさまざまな相談を受けています。そういった相談支援に加え、家計改善事業、学習支援事業、就労相談支援などにおいて関係部署や社会福祉協議会といった関係機関と常に連携を図り、横断的かつ多面的に取り組んでまいります。

監査対象：保険年金課

所見事項	措置状況
○被保険者の健康保持増進と医療費の適性化を図るため、データヘルス計画に沿った保健事業を実施されているが、データ分析も含め関係部署と十分連携を図り、事業を進められない。	○データヘルス計画に掲げた目標の達成や事業を効果的に実施するため、毎年、国保データベース（KDB）からのデータ分析を行い、関係部署との連携や情報の共有を図りながら、計画に掲げた目標の達成に向けた取り組みを進めます。また、令和2年度は、第2期データヘルス計画の中間評価に該当する年度でもあり、直近のデータを元に関係課と協議し、現況に合わせた見直しを実施します。

監査対象：障がい福祉課

所見事項	措置状況
○栗東市手話言語条例及び栗東市市民をつなぐ情報・コミュニケーション条例が制定されるが、条例の基本理念に則り障がい者への支援体制や環境整備に係る施策の推進に取り組まれない。	○障がい者への支援体制や環境整備に係る施策の推進については、来年度策定します「第3期障がい者基本計画」・「第6期障がい福祉計画」に、障がい者その他の関係者の意見を踏まえ、反映していきます。 また、条例制定のチラシを作成し、全戸配布を行い、条例制定の周知・啓発を行っていきます。

監査対象：長寿福祉課

所見事項	措置状況
○介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスのより一層の充実が図れるよう、組織体制の強化に取り組まれない。	○第7期栗東市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づく、多様なサービス形態による通所型・訪問型の介護予防・生活支援サービスの充実に向けて、住民主体の介護予防活動の取組みの継続支援並びに圏域毎に配置した生活支援コーディネーターによる生活支援体制整備事業を推進していくため、地域のボランティア、介護サービス事業者、福祉関係団体等との連携体制の強化・充実に努めてまいります。

監査対象：子育て応援課

所見事項	措置状況
○放課後児童健全育成事業(学童保育)に対する需要が増えており、さらなる学童保育所の整備と運営の充実に取り組まれない。また、保護者同士の交流を深めるためにも、児童館の安定した運営ができるよう人材確保に取り組まれない。	○放課後児童健全育成事業への需要は年々高まっており、本年度は「第2期栗東市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、今後の利用需要の見込みと確保の方策を定めたところです。今後においてもこの計画を基に施設の整備と運営の充実に取り組んでまいります。また、児童館職員の確保については、本年度の途中から欠員が無い状態となり、令和2年度についても欠員が無い状態であります。今後においても職員の確保とサービスの向上を図り、児童館の安定した運営に努めてまいります。
○家庭児童相談室の運営について、子育て支援に対応できるようスーパーバイザー機能等の体制強化に取り組まれない。	○家庭児童相談室の運営において、さまざまな困難ケースに対応するために、定期的に滋賀県よりスーパーバイザーを派遣いただいているところです。家庭児童相談室内部においても、室長職がスーパーバイザー機能を果たし、相談担当職員の資質向上に努める中で、児童虐待の未然防止や虐待事案発生時に迅速かつ的確に対応できるよう努めてまいります。

監査対象：子ども発達支援課

所見事項	措置状況
○障がいのある子どもの発達支援については、その役割を果たしていくため、適切な支援	○発達に課題のある子どもの支援については、検査・相談をはじめ巡回支援等を行い、個

<p>の提供について学校、園等関係機関が緊密な連携を図り、児童発達支援にあたる職員のスキルアップに努められるとともに、専門職員の確保に引き続き取り組まれない。</p>	<p>に応じた支援内容を園や学校と共有し、より良い支援の提供に努めているところです。今後につきましても、関係機関との連携を深めながら支援を進めてまいります。</p> <p>また、職員のスキルアップについては、予算の確保を行い、職員の経験等に合わせて必要な研修を受けられるよう努めてまいります。併せて、専門職員の確保につきましても、引き続き取り組んでまいります。</p>
---	--

監査対象：幼児課

所見事項	措置状況
<p>○幼保無償化に伴いシステム改修や法整備を実施されたが、制度改正により食材費等が実費徴収となるなど保護者に影響のある制度変更がされていることから、保護者にも分かりやすく説明され、未納に繋がらないよう対応を図られたい。</p>	<p>○令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に伴い、保護者向けの周知を行った結果、現在のところ、大きな混乱等は見られませんが、引き続き保護者の皆さまにわかりやすい制度の周知に努めてまいります。</p> <p>また、0～2歳児の保育園保育料、3歳以上児の食材費等について、適切な収納事務の推進に取り組んでまいります。</p>

監査対象：健康増進課

所見事項	措置状況
<p>○健康推進員の確保に向け、各自治会および健康づくり推進協議会と連携し、継続して取り組まれない。</p>	<p>○地域での健康づくりを推進するため、引き続き各自治会及び健康推進員連絡協議会と連携し、健康推進員の確保に向け取り組んでまいります。</p>
<p>○「健康りっとう21」および「栗東市食育推進計画」の推進について、健康に関する情報提供や啓発のほか、各種事業を通し将来にわたる健康づくりに向けた市民意識の向上に取り組まれない。</p>	<p>○「健康りっとう21」及び「栗東市食育推進計画」の推進については、関係課・関係機関と連携した取り組みと、健康に関する情報提供や啓発を行い、市民が健康づくりに取り組みやすい環境づくりを推進してまいります。</p>

監査対象：環境政策課

所見事項	措置状況
<p>○栗東市火葬場建設検討委員会の答申を受け、「広域連携を基本として整備を検討する」、「民間事業者の資金やノウハウ等の導入も含め検討していく」との方針が出されたことから、稼働目標に向けた整備準備を確実に進め</p>	<p>○火葬場整備については、「必要性」「広域連携」「事業手法」の方針を踏まえ、整備内容、負担割合、候補地選定、利用料金等について草津市との協議を進め、両市の担当課レベルで作成した案をもとに草津・栗東広域行政協議</p>

られるよう取り組まれない。	会において意見を聞き、令和9年度の供用開始を目標に取り組んでまいります。
---------------	--------------------------------------

監査対象：環境センター

所見事項	措置状況
○施設更新に向け、まずは現環境センターの稼働期限について周辺4自治会と締結した契約に基づき、丁寧な説明と対応を図られ、新環境センターの整備に向けて取り組まれない。	○周辺4自治会に対して、現環境センターの稼働期限は令和9年度末であることを説明し、令和2年2月11日をもって、周辺4自治会の全てから了承を得ることができました。令和2年度からは、新施設の稼働に向けて、ごみ処理施設整備基本計画の策定など、本格的に準備を進めていきます。

監査対象：農林課

所見事項	措置状況
○農業振興基本計画の策定および栗東農業振興地域整備計画の見直しにあたっては、農業を取り巻く現状を踏まえ、農地の保全に向けた将来ビジョンが示せるよう取り組まれない。	○農業振興基本計画の策定および栗東農業振興地域整備計画の見直しにあたっては、本市が目指すべき農業のあり方を示すべき計画として、栗東市総合計画等の上位計画との整合並びに農業者や関係機関の意見も踏まえながら、農林業と都市計画との健全な調和が図られるよう定めるものとし、農地の維持・確保と有効利用が重要かつ必要であることを認識の上取り組んでまいります。
○森林資源の保全と活用に向け、森林境界の明確化および林地台帳の整備に努められたい。また、こんぜの里周辺施設の活性化にむけては、各施設の老朽化等の課題や今後の施設の在り方について総合的に検討されたい。	○森林境界明確化や林地台帳の整備等については、森林環境譲与税を活用し、引き続き推進してまいります。 こんぜの里周辺の活性化については、本市特有の地域資源を活用した活性化に向け、民間や地域の人材にも目を向け、協調連携しながら育成していく必要があることから関係する団体や地域の皆さんと論議しながら、人材育成や観光を視野に入れた全体の活性化に向けた抜本的対策を検討してまいります。また令和元年度から次年度にかけてこんぜの里周辺施設調査検討業務等を実施し、施設の老朽化等の課題や今後の施設のあり方を検証しております。

監査対象：商工観光労政課

所見事項	措置状況
○商工振興ビジョン後半期ロードマップを策定されたが、商工会や市内中小企業・小規模事業者とのコンセンサスを十分に図り、実効性のある事業実施に取り組まれない。	○商工振興ビジョン後半期ロードマップの推進に向け、商工会や市内中小企業・小規模事業者、関係団体と連携・協力体制を強め、各事業に着実に取り組んでいくとともに、本計画の進行管理として、栗東市中小企業振興会議において各事業の実効性を定期的に検証・評価してまいります。

監査対象：都市計画課

所見事項	措置状況
○栗東市都市計画マスタープランについては、上位計画である第六次栗東市総合計画や第五次栗東市国土利用計画との整合を図る中で、進捗にあわせ遅滞なく策定されたい。	○第四次栗東市都市計画マスタープランの策定について、上位計画である第六次栗東市総合計画や第五次栗東市国土利用計画との整合を図り、6月末の策定・公表に向け進めて参ります。

監査対象：道路・河川課

所見事項	措置状況
○国庫補助事業による主要幹線道路の整備工程について、国の現状を踏まえた工程となるよう関係機関等と十分連携を図り取り組まれない。	○国庫補助事業による主要幹線道路の整備については、関連する国事業の進捗や国庫補助の動向等を注視し、関係機関と連携を図り取り組んでまいります。

監査対象：交通政策課

所見事項	措置状況
○通学路での交通安全について、常に子ども達の安全確保を最優先に考え、学校、教育委員会、PTA、地元自治会等の栗東市通学路等交通安全プログラムの参画関係機関と、十分な連携を図り対策の推進に取り組まれない。	○児童が安全に登下校できるように関係機関及び関係部署と連携を図り通学路の交通安全対策に取り組んで参ります。

監査対象：土木管理課

所見事項	措置状況
○身近な道路等に対する市民、事業者等の愛護意識を高め、各自治会や事業者の協力を得ながら、引き続き道路等の美化活動の推進に取り組まれない。	○自治会など地域住民との協働による道路愛護の活動につきましては継続して取り組んでいただけるようお願いをしております。また、企業等につきましては「りっとう美知メセナ」制度への参加拡大を引き続き行い、地域・企業・道路管理者がパートナーとして連

	携、協力し、道路環境美化に努めてまいります。 今後も広報活動を通じ、「りっとう美知メセナ」への取り組み状況等を紹介し、更なる啓発に取り組んでまいります。
--	---

監査対象：国・県事業対策課

所見事項	措置状況
○国・県事業については、栗東市の都市基盤整備に大きく影響する。関係機関に積極的に働きかけ、事業の早期完了に向けて取り組まれない。	○都市基盤整備については、効率的なまちづくりを進めるため重要な課題であると認識しており、今後においても、各種団体との連携した要望活動をはじめ、国・県とともに協議・調整を行いながら事業の促進を図ってまいります。
○近年の局所的、短時間の豪雨対策をはじめ、河川氾濫による浸水被害の軽減に向け、河川整備の促進を図られたい。	○局所的な集中豪雨による災害が多発していることを受け、葉山川・金勝川の平地化事業、中ノ井川改修事業の早期事業完了に向け、地元自治会を中心とした協議会・同盟会と共に積極的な要望活動を重ね、一日でも早い安全で安心な市民生活の確保に向けた取り組みを進めてまいります。

監査対象：住宅課

所見事項	措置状況
○市営住宅の長寿命化計画に基づく改修工事については、住生活基本計画策定における市営住宅の維持管理方針に合わせた中で計画的に取り組まれない。	○公営住宅等長寿命化計画に基づく改修工事については、令和2年度から2カ年かけて見直し(策定)する予定にある第二次住生活基本計画において、社会経済情勢を踏まえた市営住宅ストックの活用方針や維持管理方針を定め、効率的で効果的な市営住宅の運営管理の実現に向け、計画的に実施していきます。

監査対象：上下水道課

所見事項	措置状況
○第六次栗東市総合計画を踏まえ、必要に応じ上下水道の経営戦略を見直し、将来的な目標指標を見ながら事業に取り組まれない。	○経営戦略推進のため、必要に応じた見直しを行うにあたり、決算時における計画値との乖離状況や設定した投資目標・財政目標の達成状況を踏まえ、計画の点検を毎年実施していきます。この点検により収支の状況を把握し、将来予測を踏まえた進捗管理を行うこと

	で経営基盤を安定させ、第六次栗東市総合計画に掲げている上下水道の基本事業の取り組みを進めてまいります。
○施設の耐震化及び老朽管の更新について、引き続き計画的に実施できるよう取り組まれます。	○施設・管路の耐震化や更新を実施していくにあたっては、今後高まる更新需要に応じた財源確保が難しい状況のなか、優先順位や財源を加味し投資費用を平準化して進めていく必要があります。更新時にあわせた耐震化整備の実施や、予防保全型の維持管理を行い、安全性を確保しながら長寿命化を図ることで投資費用を抑制し、計画的かつ効率的に取り組んでまいります。

監査対象：教育総務課

所見事項	措置状況
○栗東市通学路等交通安全プログラムについては、関係団体や関係部署と十分連携を図り、安全対策の改善に組織横断的に取り組まれます。	○学校を始め、関係機関や関係部署と連携を図り、児童の通学路の安全対策に取り組んでまいります。

監査対象：学校給食共同調理場

所見事項	措置状況
○平成30年度決算において、多額の給食費未収金について不納欠損処理を実施された。各学校における給食費未収金については、受益者負担の原則かつ公平・公正な負担の原則からも、未収金が膨れる前に現年度において確実に納めていただけるよう、各学校等と緊密に連携し、未収金の縮減に取り組まれます。	○受益者負担の原則かつ公平・公正の原則からも、現年度に未収金を発生させないことを基本に、各学校・事務支援センター・学校教育課と緊密に連携して、未収金の縮減を図ります。 また、保護者との接点がある在校中には、各学校が面談等により対応する機会をとらえ、適宜、直接的な納付相談を行い、未収期間が長期化しないよう努めます。
○文部科学省において、「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」が策定され、それを踏まえ、本市としての給食費の徴収・管理業務の在り方について、関係部署と協議をし、どのように実施していくのか方策を示されたい。	○平成28年度より給食費の徴収・管理業務を学校事務職員が実施することで、教員の業務負担の一部軽減を図ってきております。今後は、「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」を踏まえて、学校給食費や教材費等の学校徴収金の徴収・管理業務を市（地方公共団体）が行う公会計化について、関係部署が課題を共有し、方向性と方策について協議を進めていきます。

監査対象：学校教育課

所見事項	措置状況
○くりちゃん元気いっぱい運動事業については、教育研究所の研究成果および市内3中学校区における継続した取り組みが、教育実践へ反映されるよう重点課題として取り組まれない。	○くりちゃん元気いっぱい運動では、これまでの事業により蓄積してきた研究成果を基に、各学校の取組にも活用できるよう具体化を進めてまいります。 また、小中学校9年間を見通した積み上げができるよう、中学校区ごとに小中学校の教職員が意見を持ち寄り、課題を設定し、課題解決に向けて指導を進めてまいります。
○小学校、中学校の学校給食費については、公平・公正な負担の原則および就学援助に鑑みて、給食費の未納が発生しないよう各学校等と連携し取り組まれない。	○各学校に対しては未納が発生しないよう、引き続き保護者との面談等による給食費の納付依頼を強化するよう指導してまいります。 また、新たな未納の発生を防ぐために、保護者に対して各学校から就学援助費給付制度の活用を促していくことなど、連携した取り組みを進めてまいります。

監査対象：人権教育課

所見事項	措置状況
○地区別懇談会の実施およびモデル自治会の設定については、人権尊重の風土の醸成とさらなる研修の充実が図れるよう継続して取り組まれない。	○地区別懇談会の実施については、「人権について学ぶ機会を保障する場」とあるという認識を広めるとともに、各自治会のニーズにあったテーマを設定し、市民の学びが深まり人権尊重の風土の醸成が図れるよう取り組んでいきます。 また、モデル自治会についても、過去3年間の内容を地区別懇談会説明会で説明するなど周知していき、地区別懇談会の活性化を図ります。
○人権啓発のリーダーとしての人材を育成するため、多様な講師による人権啓発リーダー講座の実施に取り組まれない。	○社会的に関心が高まっている人権課題（性の多様性、インターネット・SNS等）について学ぶことができるよう講師を選定し、参加者が知見を深め人権啓発の主体者として行動することができるよう、人権啓発リーダー講座の充実を図ります。

監査対象：生涯学習課

所見事項	措置状況
------	------

<p>○生涯学習課のまちづくりの重点事業（子育て・まちづくり・環境）については、ニーズの把握に努め、参加したくなるような講座を展開するとともに、あらゆる機会をとらえて生涯学習に関する情報発信に努められたい。</p>	<p>○重点事業3点（子育て・まちづくり・環境）については、はつらつ教養大学も含め、社会教育指導員を中心に事業を実施しています。参加者にはアンケートの実施や地域の方々やコミュニティセンター職員などと協議する場を設定するなど、ニーズの把握に努めながら、年間の実施計画を立案しています。また、講座の内容によっては、関係機関とも連携を図りながら進めます。今後も情報収集や積極的な広報等行う中で、充実した講座の実施を目指します。</p>
<p>○子育てのための12か条のチラシについて、二度の住民監査請求があった。今後、子ども達の道徳性や規範意識の定着に向けた啓発については、学校、園、関係機関等と十分協議、検討し取り組まされたい。</p>	<p>○子どもたちの道徳性や規範意識の向上を通じて、健やかな成長を目指し、発達段階に応じた取り組みを進めるために関係部課、保・幼・小・中の教員やPTAの代表などの連携協力のもと、新たなビジョンを作成し、学校・園の円滑な接続について検討してまいります。</p>

監査対象：自然観察の森

所見事項	措置状況
<p>○自然観察の森を拠点とした環境学習の充実に向け、施設を最大限活かせるよう老朽化対策と管理運営に努められたい。</p>	<p>○開所以来、31年が経過し、建物、設備をはじめ、木道等も含め、全体的な老朽化が進行しておりますが、本年度調査実施の「栗東市公共施設等総合管理計画」に基づき、次年度以降に個別施設計画を策定するとともに、事故が発生した木道については、危険度、老朽化を勘案し、年次的に改修を進め、施設安全に努めてまいります。</p>

監査対象：少年センター

所見事項	措置状況
<p>○青少年の非行防止および健全育成について、少年補導委員の充足に努めるとともに青少年育成市民会議等の関係団体と情報を共有し、地域ぐるみの健全育成運動を展開されたい。</p>	<p>○少年補導委員の充足については、今年度末が改選の時期にもあたるため、各コミセンセンター長にも協力を依頼し、各学区の自治連会長や地振協会長にも人選をお願いして定員数(45名)の確保ができるよう努めます。また、青少年の非行防止や健全育成においては、関係機関・団体との連携や協力が必要不可欠なため、今後も相互に連絡を取り合い、街頭補導活動や子どもを守るための啓発活動な</p>

	ど、少年センターの役割が果たせるよう努めます。
--	-------------------------

監査対象：スポーツ・文化振興課

所見事項	措置状況
○国民スポーツ大会のレスリング会場である市民体育館の改修について、今年度に基本設計を実施されたが、改修にあたってのバリアフリー化や空調設備整備、また改修費用等にかかる課題を十分検討整理し、令和2年度での実施設計に反映されるよう計画を進められたい。	○市民体育館改修については、令和2年度に実施設計、令和3年度に工事实施を予定しています。これらにあたっては、費用対効果等を十分整理しながら実施設計を行い、今後の使用を見据えた改修工事となるようしてまいります。
○生涯スポーツについては、スポーツ推進員を中心に推進されているが、気軽にみんなが参加できて楽しめるスポーツとして発信していく必要がある。スポーツ推進委員協議会やスポーツ協会とも連携を図り、推進体制を整えられ普及啓発に取り組まれたい。	○生涯スポーツについては、国民スポーツ大会滋賀県開催を契機として、健康づくりという観点からも、市民みんなが気軽に参加できるよう各種スポーツ団体と連携を図り、推進できる体制を整えていくようにしてまいります。

監査対象：歴史民俗博物館

所見事項	措置状況
○これまでの展示活動に加え、市民学芸員との連携事業やその他市民団体等の参画による事業等を積極的に実施され、博物館の来館者拡大に取り組まれたい。	○これまで名所図会の輪読会、それに伴うまち歩きや竿秤のワークショップ、竹村コレクション（鉄道資料）整理、展示することなど、さまざま市民学芸員の会との協働事業として取り組んできました。令和2年度は市民学芸員の会が令和元年度に取り組んだ糸車（綿を紡ぐ道具）の複製製作についても、歴史民俗博物館が主導しながら、綿繰りから糸紡ぎまでの工程をワークショップ化し、市民に提供できるようにするよう取り組みます。また、7月に開催予定の博物館夏まつり（県内の博物館等の施設が一堂に会してワークショップを行う場）で試行できるように取り組みを進め、年度内にワークショップとして完成させ、来館者等に体験できる場を設けます。 また、栗東音楽振興会や栗東市ボランティア観光ガイド協会ともロビーコンサートや公開講座等を通じて連携することについて継続していきます。

監査対象：図書館

所見事項	措置状況
○図書館の休館日については、近隣市の開館状況や利用者の利便性を図るためにも、費用対効果や職員体制を勘案し、開館日や開館時間について検討されたい。	○平成 21 年度以降、市の財政健全化に取り組む施策において図書館の休館日を月曜、火曜日の週 2 日としていることから、今後（新）集中改革プラン検証結果を踏まえた市全体の取組の中で開館日、開館時間についての検討を進めてまいります。

監査対象：農業委員会事務局

所見事項	措置状況
○担い手農家への農地利用の集積・集約化、遊休・荒廃農地の発生防止および解消に向け、関係機関等と連携し取り組まれたい。	○集落農地の利用状況を把握し、担い手への農地集積・集約化、遊休荒廃地の発生を防止および解消するため、市農林部局や J A 等と連携し、人・農地プランの実質化に向けた集落への話合いに取り組み、将来にわたる農地の有効かつ効率的な利用の促進に取り組んでまいります。

監査対象：会計課

所見事項	措置状況
○滋賀銀行からの派出業務において、令和 3 年 4 月より廃止や効率化が検討されている業務については、滋賀銀行と十分な協議をされたい。	○滋賀県内の各市の状況を踏まえ、滋賀銀行側には当市の希望も伝えつつ十分に協議を行います。 また、実際に廃止や効率化が実施されると、会計課内の業務内容についても大きく影響するため、そういった内容についても同時に検討してまいります。